



富士市勤労者住宅建設資金利子補給制度

住宅ローンの

利子補給をします

利子補給
期間…10年
率 …年0.3%

市は、働く人のマイホーム取得の援助資金として、今年度から静岡県労働金庫(ろうきん)から住宅資金の貸付を受けた場合に、利子の一部を補助します。

今までの融資制度から変わりますが、同水準のサービスが受けられます。住宅の新築、増改築を考えている皆さん、ぜひご利用ください。

変更した理由

昭和47年当時は、勤労者に対して積極的に融資を行う金融機関がなかったため、市は、全国に先駆け、協調融資制度を導入しました。それ以来、制度の変更とともに利用件数もふえていき、経済・景気対策としても効果を上げてきました。

しかし、現在の市の財政状況を鑑み、より低コストで、市民にとって効率的な住宅取得の支援をするため、検討を重ねた結果、従来の預託金制度から利子補給制度に切りかえることにしました。

利子補給制度のポイント

- 平成23年度から、新規分は利子補給制度に移行
- 今までの融資制度を利用している人はそのまま継続
- 利子補給期間は、10〜35年までの返済期間のうち、最初の10年
- 利子補給率 0・3%

※4月1日現在の10年固定金利の協調融資の利率が1・5%なのに対し、ろうきんの利率が1・8%（最優遇金利）のため、その差分を補給率とします。

★受け付けは、募集枠に達し次第終了

利用できる人

◀次に該当する人

- 市内に自分が住む住宅を新築・増改築するか、土地・建物を購入する勤労者
- 土地を購入する場合は、富士市に住民登録のある人、または市内の事業所に5年以上勤めている勤労者
- 市税を完納している人
- ろうきんが指定する保証機関の保証が受けられる人

利子補給限度額と償還期間

- 利子補給限度額
1戸につき最高1000万円
- 償還期間
10〜35年

※利子補給期間の終了後は、ろうきん住宅ローンの固定金利選択型（3・5・10年）、または変動金利型に切りかえられます。

貸し付けの条件

- 住宅の建築面積
50平方メートル以上280平方メートル以下

※店舗事務所を併用する場合は、店舗事務所部分が全体の2分の1を超えないこと。

宅地購入の場合

宅地面積が330平方メートル以下で、貸し付け日から5年以内にその土地に住宅を建築できること

担保

その不動産を担保とし、第1順位の抵当権を設定します

保証人

原則として必要ありません

融資に関する問い合わせ

静岡県労働金庫(ろうきん)
富士支店 ☎(61)08008
吉原支店 ☎(53)25255
ろうきん静岡ローンセンター
☎(52)83333
受付時間 月〜金曜日
9時〜15時(水曜日は17時〜19時も支店で受付)

新しい制度の手続の流れ

例 住宅ローン1000万円を借りた場合

- ①4月 利用者からろうきんの受付で住宅ローン融資を申し込む
- ★申込時に、利子補給に係わる委任状を提出(ろうきんが代理受付)
- ②7月 ろうきんが住宅ローン融資を決定
- ③8月〜9月 住宅ローンの返済(元金+利子)を開始
- ④10月〜11月 ろうきんが9月末までの支払利子について市に報告
- 市は、内容を審査して決定後、ろうきんに利子補給金を振り込む
- ろうきんから利用者の口座に利子補給金を振り込み
- ⑤10月〜翌年3月 引き続き、住宅ローンを返済(元金+利子)
- ⑥翌年4月〜5月 ろうきんが3月末までの支払利子について市に報告

※以降、④と同様の手続で年2回利子補給金が振り込まれます。

制度の問い合わせ

商業労政課 ☎(55)2778

☎(51)1997